



橿原神宮百年の森から次の百年へ（二）

大阪芸術大学芸術学部准教授 浦崎真一

前号において、令和六年二月に「橿原神宮境内林保全活用計画」が完成したことをご報告しました。この計画に基づいて橿原神宮の森の保全活用を進めていくにあたり、引き続きこの計画の内容をご紹介しますいただきます。

●奥山と里山をめざして

前号では、森に人が手を入れる管理の程度を変えること、水路清掃等の維持管理作業によって排水設備の機能を復元することという、ふたつの森全域にわたる管理方針を紹介しました。橿原神宮の境内および境内林と言ってもその性質は一樣ではありません。参詣者の皆様が最もよく立ち入られる表参道から拝殿に至る参道、地域市民にも開かれた森林遊苑、森厳な雰囲気をつくりだす社叢^{（一）}など様々です。

そこで、計画上境内林を七つのエリアに分けることとしました。すなわち、本殿後方に広がる森林と深田池の南側の、普段は参詣者等の立ち入ることのない「社叢（一）」、本殿北側から若桜友苑にかけての畝傍山と接する「社叢（二）」、斎館・勅使館とその庭園および周辺エリアからなる利用が限定された「社叢（三）」、表参道から拝殿・本殿に至る、最も参詣者が往来する「参詣域（一）」、社務所・神宮会館・養正殿といった建物群のあるエリアと深田池を含む「参詣域（二）」、芝地が広がり参詣者や地域の方々の憩いの場でもある「森林遊苑」、内苑と外苑を隔てる県道一二五号橿原神宮公苑線沿いの「沿道」の七つです（図）。これら

のエリアの特徴や役割を活かした整備、保全、活用をおこなっていくとしています。

とはいえ、ひとつの境内林としてめざすべき姿はあり、まずは鎮守の森にふさわしい深く厳かな森でしょう。そのような鎮守の森を基調として、明るい参道や親しみのある林も創出するため、適度に人が手を入れつつ理想的な境内林へと近づけていく「里山」的管理を実施することとしています。

里山は古来私たちが生活するなかで、エネルギー資源や生活資材、生業のための資源を得るため、暮らしと一体となって手を入れ管理してきた林や森です。継続的な水田耕作には水はもちろんですが、豊かな実りにつながる養分が欠かせません。その補給元となってきたのが里山であり、里山と住まいと耕作地は一体でした。里山は人が手を入れることで維持されてきた二次林であり、この営みが水田、小川、畑地、草地、雑木林といった多様な生態系や景観をつくりだし、そこに住む生物までも多様にしてきました。この生物多様性は人の関与により生まれたものであり、人が丁寧に手を入れれば好ましい自然の状態になることがわかります。こうした里山の姿を手本として、橿原神宮の森でも「里山」的管理を目指しています。そして、人が手を入れない、立ち入らない「社叢（一）」のエリアが奥山にあたります。

●境内全域の保全活用方針

まずは「里山」的管理として七つのエリアを跨ぎ、基本的な手入れの方向性を定めています。森を構成する樹木は、積極的な樹種選択はせず、現状の照葉樹林の自然更新を基本とします。自然更新とは、森がつけられるときに計画された照葉樹が、代替わりをしなが

ら継続していくことです。基本的に林内は下草刈りやせず、実生木の育成を見守ります。ただし、フジやタケなど将来的に森を構成する樹種の生育を阻害してしまう種については除去します。社殿や参道、園路付近の樹木の枯枝は枝の分岐から除去することとし、切り口の回復を促し樹木の尊厳を保つため樹形の乱れを抑えます。社殿や参道、園路付近の衰退木や枯損木は、倒木などの危険を防止するために根元から伐採します。

境内の樹木は防風、緑陰、良好な景観の効果もあることから剪定は基本的に行わず、必要のある場合は切り詰め剪定ではなく枝抜き剪定とします。これも樹形を損なわない配慮です。剪定、伐採による発生材はできる限りチップ化などをして林内へ戻します。樹木は土壌の養分を使って成長していますので、持ち出すことによる土壌の衰退を防ぎ、次の養分のもととして残します。落ち葉も同様の理由で林内に敷き均し、同じ箇所に積み上げないようにします。

社殿や参道、園路付近の樹木は倒木、落枝の危険を未然に防ぐため、樹勢（樹木の健全さ）により点検樹木を指定し、定期的な樹木点検および危険が予見される場合はより精密な樹木診断を実施します。また、長期的な視点として、参道、園路脇の樹林は下草刈り、枯損木伐採を継続し、緩衝帯として数メートルのセツトバックの確保を目指します。

また、排水の課題については大規模な排水工事を実施するのではなく、日々の管理作業のなかで水路内の落葉や落枝の除去、水路付近の清掃、必要な場合剪定や伐採等を行い、現状の排水設備の機能を復元することを優先します。

● エリアごとの保全活用方針

以上のような境内全域の方針を基調として、各エリアでは次に掲げるような方針を特に設定しました。

社叢(一)は通常立ち入りを制限しているエリアであり、基本的には管理の手を入れず、原則として人の進入を禁止します。エリア西側の敷地と西池尻町道路との境界付近、西参道の北側、深田池南側の、近鉄線路と接する部分は安全面を考慮し、三メートル程度植栽帯を内側へ下げるセットバックの確保を目指します。深田池南側の林地にはカワウが数多く生息しており糞害が甚大であるため、これについては専門家の意見を聴取しながら、適正個体数の検討などを進めます。

社叢(二)で最も大きな課題は本殿と拝殿の北側に広がる竹林です。その一部はフェンスを越えて拝殿近くまで侵食しており、早急な対応を要します。現在、竹林伐採が進められていますが、今後も竹林除去とその後の管理を重点的に行います。北参道は両端に溝があるものの、森林エリアへの進入が容易であり、実際に踏み固められている箇所も存在します。そのため、特に北参道の北側は現存の通路以外は進入禁止とし、北参道からの森林エリア

への進入を防ぐ手立てを検討します。このエリアは基本的に照葉樹林とする方向性とし、下刈り

はせずに、枯損木等は適宜伐採、実生を育てて森に戻す作業を中心に森林管理を行なっていきます。

参道や通路は人の往来が

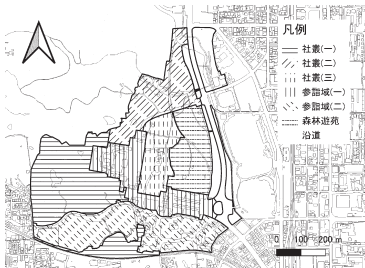


図 保全管理計画上の七つのエリア

あり、親しみを持たせつつも相応の密度を維持していくこととします。

社叢(三)は勅使館および斎館の柵内を除き、社叢(二)と同様の照葉樹林の自然更新を目指します。勅使館および斎館の周辺は原則として職員以外の立ち入りがなく、庭園と建物周辺は定期的に美観を保つ手入れを継続していきます。勅使館裏の竹林は神事に利用する竹を育成しているため枯竹の除去などを行い、美観を保つ管理を行います。

参詣域(一)は全体的に地面が固く、乾燥しているので、これ以上の悪化を防ぐために森林(主に南側、参道と自動車道の間)は原則として立ち入りを禁止とします。立ち入りの制限には今後竹等の柵の設置や駐車場からの通路の限定、表参道脇の森林のセットバックと段差の設置など、対策を検討していきます。本殿や拝殿周辺の樹木は基本的に自然樹形を保持しますが、社殿の保護のため樹木台帳を作成するなどの個別管理により、きめ細やかな管理を行います。参詣域(二)と次の参詣域(二)は人の往来の多いエリアですので、過度には森林密度を増やさず、比較的明るい森を目指して密度を調整していきます。

参詣域(二)の養正殿、社務所、神宮会館周辺は庭園的な管理とします。ただし、全体的な境内林の方向性である照葉樹林と異なるものは樹種バランスの崩れが懸念されるため、適宜樹種転換や計画的な植栽を進めていきます。文華殿周辺およびその南側の森林は立入禁止とし、下刈りは行わず、支障木の伐採程度にとどめて管理します。西参道は南側を少しセットバックさせ、現在の日常管理を維持します。

森林遊苑は、芝生部分は年数回の刈込管理により芝

生と雑草が混在する現状の草地を維持することを基本とします。特別に許可する場合にのみ車が侵入できるように、できるだけ土壌を踏み固めない配慮が必要です。

芝生部分に隣接する樹木の疎林は市民の憩いの場となっており、規制はせず市民に開かれた森を継続します。ただし、それより西側や北側の森林については通路の通行とし、下刈りはせずに、枯損木等は適宜伐採、実生を育てて森に戻す作業を中心に森林管理を行います。部分的に土壌湿度の高い部分がみられるため、湿地不適な樹種の植栽は控えます。

沿道エリア、すなわち県道二二五号沿いですが、ツツジの生垣はゆるやかな刈り込みとし、生垣が途切れている部分については補植を行い、統一した見栄えを確保します。県道は交通量も多く、安全性を確保する観点から高木は三メートル程度のセットバックを確保し、生垣の高さは一・五メートル程度とします。

次号では、植栽管理のグラデーションと、作業ことの個別の方針について引き続きご紹介いたします。

プロフィール 浦崎 真一(うらさき しんいち)

昭和五十四年、奈良県生まれ。大阪芸術大学大学院修了。博士論文では奈良県内の八十社余りの神社境内を調査し空間構成を研究。博士(芸術文化学)。大阪芸術大学助手、公益財団法人東京都公園協会、株式会社公園マネジメント研究所を経て現在、大阪芸術大学芸術学部准教授。専門は造園学、環境デザイン学、近代造園史。近年は黎明期の公園が成立する過程と意義に関する研究、緑地のウェルビーイング向上価値の認知のための活動に取り組む。